

淀川水系流域委員会

第3回住民参加部会検討会

議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員

寺川委員

日 時 平成18年10月30日（月）

午後 4時01分 開会

午後 6時26分 閉会

場 所 ぱるるプラザ京都 5階 会議室B

〔午後 4時01分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第3回住民参加部会検討会を開催いたします。本日は議事次第にありますように、5つの議題で進める予定となっております。配付資料につきましては、議事次第の下に配付資料リストをつけさせていただいておりますので、ご確認いただき、不足等ございましたら庶務までお申しつけください。発言に当たってのお願いでございますが、速記録を作成している関係から、発言をいただく際はお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。なお、第52回委員会での決定によりまして、本日の検討会より一般の方が傍聴しております。一般の方にも発言の時間を設けておりますので、審議中の発言はご遠慮をお願いしたいと思います。

それでは、三田村部会長よろしくをお願いいたします。

三田村部会長

では、第3回になりますが、住民参加部会検討会を開催させていただきます。委員の方々並びに一般傍聴者の方々、ご承知していらっしゃると思いますが、関心事は多分住民参加部会にかかわることではなくて、委員会の一たん休止のことなんだろうと思いますが、いわゆる整備局のご発表になりましたことに関してだろうと思いますが、そのことに関しては住民参加部会では一切かわりませんので、よろしくをお願いしたいと思います。

傍聴者

そんなんおかしい。

三田村部会長

一般傍聴の方のご発言はちょっとご遠慮ください。そういう意味においてこの住民参加部会の検討会をできるだけ効率的に終えまして、乱調なご意見等はお控えいただきまして、18時ぐらいをめでに終了させていただいて、その後委員会の中で委員の方々にご議論いただければいかがかと思います。

委員会といいましても、正式な委員会でございますと急なことでございますので、一般の方々への周知もできておりませんし、また委員の方々へも正式なご案内が前もってできておりませんので、委員会検討会という形で委員長等のお願いしているところであります。そのような形で議論を進めていきたいと思っています、具体的に住民参加にかかわらない問題でございましたらそちらの方で。住民参加にかかわる問題で整備局のご発表にかかわることは、住民参加のところの一般傍聴者からのご意見をちょうだいするところであります。お伺いしたいと思います。このように進めてまいり

たいと思いますが、委員の方々はそういう回し方でよろしゅうございますか。委員長もよろしゅうございますか。

今本委員長

はい、結構です。

1. 各種委員会における住民意見聴取の現状

三田村部会長

この議事次第にございますように、きょうの検討会は3つ主にございます。4番目が一般傍聴者からのご意見をちょうだいいたします。

1つ目は各種委員会における住民意見聴取の現状を河川管理者から報告いただいたものを議論します。琵琶湖、淀川水系にかかわる幾つかの河川管理のところで、たくさんの委員会がございます。直接かかわる問題もありますでしょうし、少しかかわり方が少ないものもあると思います。川上委員の方からおおよそのリストを提供いただいて、それに河川管理者が丸をつけていただいたのが資料1でございます。

どうしてこういうことをお願いしたかと申しますと、住民参加のさらなる進化に向けてというのが2番目の検討議題でございますが、そこでできれば反映させていきたい。いわゆる河川管理の中でどのような住民参加が実際に行われているのか、それを伺って、私たちが進化に向けてというところで、意見書を提出することになっているんですけども、そこで反映させていただきたいということと、もう一つは河川管理者にここはこういうふうにしていただくとともに委員会がよくなるんじゃないかと、急には構成員の改選等もございますからできないかもしれませんが、次の機会にでもぜひそういうことをやっていただきたいという意味でお願いしたものが、1番目の検討課題の各種委員会における住民意見聴取の現状ということでございます。

では、そこからまいりたいと思います。資料1をごらんになっていただきたいと思います。事前にメールで配られたものよりも、添付で配られてきたものはカラーで立派になっておりますが、同じだろうと思います。そこで、この表の中身について河川管理者にお伺いすることも可能なんでしょうけれども、多いということと多分全部ご説明していただくのは大変だろうと思いますので、どういうことを聞きたいかということをもとめる作業をきょうやっていきたいと思います。それとともに川上委員からこういう答えが来ましたが、それでよろしいかどうかということも少しコメントしていただければと思います。

では、まず川上委員からお願いします。

川上委員

川上でございます。基礎案に関連する委員会などに関する住民参加の進捗度検討資料、河川管理者、大変ご苦労いただいております。ご回答いただいたことを感謝申し上げます。

後ほどご説明する住民参加のさらなる進化に向けてのたたき台には、この検討資料はまだ反映されておられません。きょうの皆様のご議論を経て反映したいというふうに考えております。

全部で100余りの委員会等がここにリストアップされておまして、一番上段の大枠のところ、1、2、3、4と大きく分かれております。一番目が設置状況でございまして、既に設置されている、あるいは未設置、設置予定というのがa、b、cで表現されております。2番目には委員会等の設置根拠としての事業の性質ということで、官民連携事業、協働管理事業、その他。3番目に委員会等の構成ということで、が行政のみ、が行政、学識者のみ、が行政+一般住民、が行政+学識者+一般住民、が行政+学識者+有識者住民委員、がその他、4番目に、意見聴取手法の中身は、説明会型、対話討論会型、メール・はがき等型、その他となっております。

この項目等の詳細につきましては、一番最後の5ページの下のところに説明が書かれております。これは、河川管理者にご理解いただくためにこのような説明をさせていただいたものでございます。この中で、特徴的なもののみちょっとご説明いたしますと、3番のところをごらんいただきたいんですけども、委員会等の構成欄についての説明、aは純技術的検討項目のため、住民の参加は要らないという委員会の仕分けでございまして、2番目にbで単に住民は参加していないだけだという項目、それから、をちょっと飛び越しまして、は行政+学識者+有識者住民、このところに少しご注目いただきたいんですけども、従来学識者といいますと大学の教員などが主なものでございました。しかし、この淀川水系流域委員会の第1次委員、第2次の委員の中にも、豊富な経験や知識を有している人が専門家として参加しているというケースがございまして、これは従来の委員会の委員等の選任の基準から見れば、非常に画期的なことを実しているわけです。下のところのコメントの註2のところにもそのことを書いております。淀川環境委員会のように、学識者ではないが専門的知識や豊かな経験を持つ住民やNPOが有識者委員として選任されている実績を上げているということでございます。

この4つの大項目に含まれる小項目等々、非常に大ざっぱな仕分けでございまして、河川管理者の方から該当するものを記入していただくことによって、現時点における基礎案に係る委員会等の住民参加がどのように行われているか、それから意見聴取がどのように行われているかということの概要が把握できるものと考えております。

ただし、この問題は幾つかあるその他のところなんです。これは河川管理者の方から少し説明を

いただかないと、その他の内容が理解できないのではないかと考えております。それで、以前にワーキングの方でこの意見聴取反映の意見書の作成日程というものを皆さんにお配りしておりますけれども、その中の11月15日に、整備計画にかかわる各種協議会、審議会等に関する河川管理者からの説明と意見交換というのが設定されておまして、ここで多分これのご説明をいただくことになるのではないかとこのように考えております。

以上です。

三田村部会長

ありがとうございます。河川管理者に伺う前に、今の川上委員のご説明に対して、何か疑問に思うところだとか、あるいはちょっとこのところはということかということがございましたらちょうだいしたいと思います。いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。これを提出していただくに至った経緯は、少し前になりますが、ご理解いただいていると思います。たしか国際会議場のときに正式に依頼したと記憶しております。川上委員のまとめ方に沿って河川管理者に丸をつけていただいたんですが、ご苦労なされたところがあるように思います。よろしゅうございますか。

先ほど川上委員がその他のところでどういう内容を含んで丸をおつけになったのかということも私も聞いてみたいと思うんですが、その前に、河川管理者がこの表に記入するに当たってお困りになったことがないかどうかです。余り具体的なことじゃなくていいですけども、全体的としてこういうところでのこの表になじまない部分があるよということがあれば、教えていただくと私たちもこの表の読み方がさらに深くなりますので。いかがでございましょうか、河川管理者の方、お願いします。なければ結構ですけど。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

河川調査官の神矢です。個々にそれぞれのということでもないんですけども、先ほど委員の方からご説明がありましたように、例えば委員会等の設置根拠としての事業の性質という、そういう項目があるんですけども、官民連携事業、協働管理事業、その他というふうになっております。要は、それぞれ現場現場でいろいろそういう委員会といいますが、こういうものを設置しているので、具体的にどちらに該当するかよくわからないというのが、現場によってもちょっと微妙にその違いがあるといいますが、そういうこともあろうかと思ひまして、ちょっとどちらにしていかがよくわからないというものが、結果的にその他のところに丸がついておるとい実情だと思ひます。そのために、このその他のところの丸が非常に多くなっているのではないかと考えております。そういうところがちょっとこの表を書き上げていくにおいて、ちょっと迷ったというか、若干これ

でいいのかなというふうに思いつつも、こういう格好になったということでもあります。

三田村部会長

わかりました。その前にお伺いしなければならなかったのかもしれませんが、この丸をおつけになった係の方は、多分たくさんの方がおつけくださったと思うんですけども、たくさんの方々がおつけになったつけ方というのは、大体統一されていると考えてよろしゅうございますでしょうか。逆に言いますと、私たち委員会、特に部会の意図ですね、これをお願いした意図が周知されているかどうかということが気になるんですが、いかがでございましょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。これについてはちょっと統一されてないというふうにご理解ください。担当者それぞれの現場現場、事務所事務所での担当の者が判断して丸をつけていっているというのが実情でありますので、その点は今部会長がおっしゃったように、統一したものになっているかという、そうではないというふうにお考えいただきたいと思います。

三田村部会長

今お答えいただきましたように、かなり緩やかなつけ方でこの丸がついているということをお考えくださった上で、この表に関してご意見等ちょうだいしたいと。どうぞ。

川上委員

川上です。今の神矢さんのご説明によりますと、各事務所にこの用紙を配付していただいて、事務所で丸をつけていただいたものを整備局の方でまとめられたということでございますね。そうしますと、今度ご説明いただくときには、実際に各事務所のご担当者が、丸をおつけになったご担当者に来ていただいて説明していただかないと、例えば、整備局の神矢調査官にこれを全部説明してくださいというのは、ちょっとできないかもしれませんね。

三田村部会長

それは現実的には非常によいご発言なんですけれども、多分想像するに物すごい数の方にここにお集まりいただかないと、これを伺うことはできないと思いますので、そこで、この表をおおよそ見ていただきまして、このところはぜひ知りたいとか、住民参加として非常に大事な委員会であるからこのところを知りたい、しかも知りたいんだけどまだこの表にあらわれてない部分が随分あるので、その項目について、そういうものがありましたらここでお選びいただいて、それで次回にその係の方にご説明していただくという方が効率的だと思うんです。そうじゃないとこれを全部探っていきますと大変なことになりますので。そういうぐあいに進めていきたいと思うんですけども、いかがですか、川上委員。全部が重要だとは思いますが。

川上委員

ええ。それが最も合理的なやり方、効率的なやり方だと思います。

三田村部会長

ほかにご意見がもしございませんようでしたら、重点項目はどれだろうということをもろ川上委員にお聞きになるか、あるいは河川管理者にお聞きになるということでもよろしいかと思うんですけども。このところは重点、私たちにとって重点項目であるのでというぐあいに、河川管理者はいかが思われますかということでもよろしいかと思えます。いかがでございましょうか。

この取り扱い方に関しましては、きょうの次第の3番目にあります、今後の進め方でご紹介した方がよろしいんですが、11月15日にこれのまとめをやりたいと思っているんです。いろんなご意見をいただいて、中身のあるご意見をさせていただきたいと思うんですけども、そのときには河川管理者側から具体的にこういう項目についてご説明していただきたいということで、議論を開始していきたいなと思っておりますので。きょうは重点項目がどれかということと、それからこのところはわからないので、このように書き直して河川管理者にもう一度投げ返した方がいいのではないかとか、そういうことをご議論いただければ、余り次回まで時間がございせんが、充実した会議になると思っております。

いかがでございませうか。

角野委員

角野です。希望ですけども、委員会の設置根拠については今ご説明があったわけですが、この委員会が恒常的なものなのか、一時的なものなのかということですね。言いかえれば、河川管理者サイドとして、こういう委員会は常設委員会として設置しておくべきものとして、例えば水害に強い地域づくり協議会ですとか、湧水対策会議とかそういう性質のもの、例えばイタセンパラの問題で仮にできた、急につくった委員会とか、性格の違う委員会が並んでいると思うんです。その辺、特に一時的につくられたものは、わかるようにしておいていただくと全体の、どういう形でこういう委員会があるのかというのがわかりやすいと思います。以上です。

三田村部会長

河川管理者、お願いしてよろしゅうございませうか。私も気になっていたところございませう。この表には多分あらわれてない部分だろうと思えますけれども、極端に言いますと、数年間に1回しか開催しない委員会もあるでしょうし、ずっと集中的に話題になる委員会も幾つかあると思えます。そういうようなものが少しわかるように。

それと、例えば住民プラス云々というのがございませうね、あるいは行政プラス何かというのがあ

りますけども、全く回ごとに同じ立場で参加していらっしゃるのか、回によってはこのときは住民の方をお願いしているという、そういうことがあるのかとか、そういうことはここにあらわれてないので。その辺のところも少しわかるようにとは思いますが、それを一つ一ついきますと今は大変ですので、まず重点的なものを洗い出して、それで、具体的にその辺まで立ち入ってもいいのかなと思うんですけども、お願いすることを含めてですね。

これは大事だと思われるような項目はございますか。特に、このさらなる進化に向けてということに反映させる意味において、こういうのはぜひ知っておきたいということがあれば、時間的なこともございますので、ご意見をいただきたいと思います。もちろん全体にかかわっても河川管理者に意見を言わなきゃならないのは当然でございますけれども、だけど、遅くなってもいいものもあるでしょうし。

川上委員

では、私の方からご説明いただきたい点の幾つかについて提案させていただきたいと思います。各河川事務所において展開されている水害に強い地域づくり協議会もしくはその準備会、これが今後どのような展開になっていくかというのが、まだ定まっていないところもあろうかと思うんですけども、住民参加で進められているところ、あるいは住民が全く入らないで進められているところがあるように見受けられますので、少し詳しくご説明いただくとありがたいと思います。

それから、1の項目のところでもcということで、設置予定、あるいはbと書かれている未設置のものの中で私が説明していただきたいと思っているのは、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会、それは番号で言いますと22、23、24、25のあたりです。それから、番号でいきますと、67から72までの湧水対策会議、これもより統合的なものに改組するということが、これまでの5年8カ月余りの委員会の検討意見の中で言われてきたことだと思いますが、これが設置予定ということになっておりまして、もう少しどういふふうに進められるのかということをお伺いしたいというふう考えております。

私は以上です。

三田村部会長

前半の部分をもう一度おっしゃっていただけますか。前半の部分、22よりも若い番号。

川上委員

水害に強い地域づくり協議会、12が木津川上流ですね。それからあと、各事務所で挙げられていると思うんですけども、ちょっと番号がすぐは、字が細かくて見えないんですが。失礼します。水害に強い地域づくりと、水質管理協議会と湧水対策会議です。

三田村部会長

後で調整いたします。ほかはいかがでございましょうか。こういう委員会はぜひ伺いたい、住民参加という視点からお伺いたいということがございましたら。

ほかの意味からも本当は重要なことがあるんだろうと思いますけど、それは少し我慢していただきまして、住民参加という視点から重要であるとお考えになる委員会です。

私個人的には河川レンジャーの各管内といいますか、事務所ごとに評価が違うんですね、ここに付けていただく。意見聴取方法なんかも、その他というのと、それから対話討論会型というのがございます。これをおつけになった中身が違うのか、あるいはつけるところの大まかなところでこうなってしまったのか、あるいはこうした方がいいというぐあいにお考えになって、結果的にこういうぐあいに動いていらっしゃるのか、その辺も伺いたいなと思っているんですけど。住民意見の聴取反映について、さらなる進化を遂げるためには、できれば比較してよりよいものを探っていくという方法も重要だろうと思いますので、そういう視点からも私は気になりました。もしすぐれたものであれば、同じような方法があるのに、それがまだそこまで至ってないのかなとも思いますので、そんなのも抽出していただければと思います。

ご意見がございませんので、私の方から二、三河川管理者に伺おうと思います。例えば、13番の猪名川自然環境委員会というのがございますけれども、一番上の2の委員会の設置根拠としての事業の性質のところ、官民連携事業でございますね。ところが、3の委員会の構成としては、行政+学識者のみというのがあります。この民というのは、そういう意味では少し違うというぐあいに感じとらざるを得ない、そういうことでございますか。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川の松尾でございます。今確認しましたら確におかしいところがありまして、基本的にはこれは河川管理者が学識委員から環境について指導・助言・アドバイスをいただく委員会ですので、本来であれば2は「その他」の です。そして、3については の「行政+学識者のみ」というのがこの委員会の形です。

申しわけありません。訂正させていただきます。

三田村部会長

わかりました。委員会の委員に対するおおよその合意と多分河川管理者の合意とは、理解が少し違うのかもしれないなと思いますけれども、幾つかそういうようなものがあるかもしれませんので、もう一度見直していただくということも大事かもしれません。これが後で生きてまいりますので。

寺川委員

よろしいですか。

三田村部会長

はい。

寺川委員

寺川です。ダムのところ。字が小さ過ぎて眼鏡をかけても見えないですが。ダム5 - 3の姉川・高時川河川環境ワーキンググループ以下。83から84、85が丹生ダム関係で検討委員会等が設置されているわけですが、ここがそれぞれほぼ似たような形で丸が打たれてまして、最終というか最後の欄で意見聴取手法は住民参加がないということになっております。このところをできましたらご説明いただければと思います。

三田村部会長

どういう視点でお伺いしたいとご発言なされたんですか、寺川委員。

寺川委員

住民参加がないということですので、その辺が住民参加をさまざまな委員会あるいはその場面で取り入れていくという、そういう方向の中で、どのような位置づけで住民参加がないんだろうということをお伺いできたらと思います。

三田村部会長

わかりました。住民参加を必要としなかった理由を伺いたいということですね。ほかはいかがでございましょうか。今のに何かコメントはございますか。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所長 薬師寺）

丹生ダムに関係しますので、委員からのご質問内容にお答えいたします。委員会そのものがどうしているかということや、昨年7月に自然環境関係の調査検討の取りまとめということで、委員会の方にご報告させていただきましたけれども、その中でこの委員会がどういう方で構成されているとか、そういう部分は説明させていただいたと思います。

それで、丹生ダムの方の関係からしますと、生態系保全検討会というのは、これは植物ですとか、動物の保全対策を、調査から始まりまして、保全対策までを検討していると。生態系と書いておりますけれども、実際は動物ですとか植物も加えておりますので、自然環境と言った方がいい検討会だったかもしれないですね。実はこれは平成13年度に一度終了いたしまして、その後を引き継ぐ形で環境保全対策懇談会という形でやっております。

先ほど申しましたように、動植物の保全をするために、調査ですとか、具体的に植物なり動物の生態というものが保全対策を考える上で大切ですので、そういう意味でその道の学識者の方にご指導いただくというふうなねらいでございます。したがって、委員会の構成のところは行政＋学識者のみというところに丸をつけたわけです。

ただ、意見聴取方法のところ、どこをどういう書き方をしているのかと実際悩んだものですが、今言いましたように、行政＋学識者のみで構成されておりますので、4の意見聴取手法につきましては、その他のところで、実際には住民の方から意見は聞いておりませんので、こういう書き方をさせていただいたというのが、このアンケートの記入の仕方と申しますが、そういうような記入の仕方をしております。

三田村部会長

ありがとうございました。寺川委員よろしゅうございますか。

寺川委員

今のご説明だけではよろしいとはすぐには言えないと思うんですけども。そういった調査が主体だから学識者だけでいいのではないかということになってきますと、調査の中にはやっぱりいろんな方向があると思うんです。生態系、動植物の、何が分布しているかとかですね、そういったことだけだったらいいんですが、やはりその地域の歴史とか文化とか、いろんな利用者が絡んでいるわけですし、そういうようなことを含めて考えますと、やはり住民参加の根本的なこれからの扱い方に関係してくると思いますので、もう少しきちっと、これはなるほどその住民に聞く必要はなかったということなのか、やはり住民の意見を聞いてほしかったということなのか、これまで発表されている資料も見てみる必要がありますけれども、そのあたりをもう少し検討する必要があるかなと思います。

三田村部会長

それを提出していただく、資料を提出していただいて、あるいはその説明をしていただいて、次回議論に乗せるというご希望ですね。

寺川委員

場合によっては。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所 所長 薬師寺）

済みません。ちょっと補足説明を加えさせていただいてよろしいでしょうか。

三田村部会長

はい、どうぞ。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所 所長 薬師寺）

先ほど住民参加はないというようなお話をしましたが、調査結果の一部につきましては、ホームページの方で広く皆さんにごらんいただけるような形にしております。ホームページ自体に対してもご意見をいただくような形をとっておりますので、この自然環境だけではございませんけど、そういう意味ではホームページに意見をいただくというような、一応システムはあるということでご理解いただければと思います。

三田村部会長

わかりました。正直にお書きになっていらっしゃるんだろうと思います。住民参加の部分は極めて小さいですよという程度だろうと思います。

本多委員

いいですか。

三田村部会長

はい。

本多委員

本多です。この表を見せていただいて、住民が参加しているような委員会と、そうでない委員会というのがあるというのがよくわかるような表になっていると思います。それで、住民の視点というのは必要ないのかなと、専門家ばかりでいいのかなという、そうでもないような部分も結構あるのではないかなというふうには、ちょっと意見を言わせていただきたいというふうに思います。

最近河川に濁水が流れて魚が浮いたという事件が、この二、三日の間にテレビニュースで流れていたのではないかと思います。実は、これはもう近くのマンションのコンクリートの排水が流れていたということで、住民の皆さんが発見されたということなんです。

私もそういう事例を幾つか知っておりまして、自然観察指導員の皆さんと地域の河川をいつも観察して、魚がどれだけいるとか、それがどういうふうにいるかということをいつも見続けられている、そういう人たちが結構大阪なんかにはいらっしゃいます。

以前、ちょっと年代や日時を忘れましたが、大和川の支流でそういう活動をされている皆さんがすぐに河川の汚濁というものを発見されて、警察に通報されて、その結果原因究明が早かったというようなことがありました。それで、例えば、ここで26番、27番の、この河川汚濁防止に関するところでは、恐らく専門家の皆さんがいかにそういうものをなくすかという議論をされているとは思いますが、住民の皆さんの協力をどう得るかとか、住民の皆さんのそういう視点をどう入れるかという部分も、やはり必要ではないかと思うんですね。実際に専門家や河川管理者が常

に川を監視はされているとは思いますが、もっとよく日常的に触れているのは、そこを身近な自然と感じられている住民の皆さんなわけですから、そういうものがうまく連携していくことによって、河川の汚濁防止にはならなくても、原因究明を早くして、そしてそういうことの防止についても役立てていけるということがあろうかと思います。そうすると、専門家だけでいいのかという部分もやはりあるのではないかなと、そういう委員会もほかにもあるんじゃないかなというふうなことをちょっと今気がつきましたので、発言させていただきました。

以上です。

三田村部会長

河川管理者に伺うことは今よろしゅうございますね。

はい、どうぞ。

川上委員

私も、これは意見でございまして、河川管理者にお尋ねすることではないんですけれども、今まさに本多委員がおっしゃったように、殊環境ということに関しては、やはり今後行政と、それから住民とが連携して協働して管理していくという視点が非常に大事だと思います。そういう意味において、この住民参加というのがやっぱり大事なんだということが意見書の中に盛り込まれなければならないと、ここがこの資料を提出していただいた眼目なんだと私は思うわけです。

三田村部会長

進化に向けての意見書ですか。

川上委員

そうです、はい。

三田村部会長

はい、どうぞ。

田中委員

田中です。先ほど、丹生ダム84、85、丹生ダム生態系と環境保全、この会議はいつ設立されたんでしょうか。もうずっと前のときですか、あるいは丹生ダムの問題が出てきてからの議論ということなんでしょうか。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所 所長 薬師寺）

今正確な設立の年月日はちょっとお話しできないんですけど、その生態系なり自然環境ということが2つございまして、最近というわけじゃなくて、かなり前と言ったらまたちょっと言い方が悪いかもしれませんが、少なくとも私の感覚ではかなり長く、大分前から取り組んではきて

おります。

田中委員

それで、つまりこれは丹生ダムができる場合、あるいはそれを想定したいわゆる生態系、2項目についての委員会の学術的な調査といたしますか、そう理解していいわけですね。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所 所長 薬師寺）

はい。ダム建設に伴う影響を軽減するために保全対策として、自然環境としてどういうことに具体的に取り組んでいけばいいか、具体的な保全対策、うまくいったものもありますし、そういう方向性を検討している。あと、今ちょっと話がありましたけれども、生態系保全検討会は平成6年に設立しておりますので、通算しますと今年で環境保全につきまして10年以上こういう委員会の中でご意見をいただいております。

田中委員

これは今ずっと続けてやっておられるのでしょうか。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所長 薬師寺）

基本的に私どもから学識経験者の先生方にお聞きすることがあればということで開催しております。現在のところ環境保全対策懇談会ということで、先生方にお聞きするテーマがございませんので、懇談会の方はしばらく開催をいたしておりません。

ただ、現在でも自然環境のモニタリング調査のようなものはやっておりますので、そういう調査の中で必要なことがあれば、そのメンバーの先生のところにお伺いしてお話を聞いている。あるいは、調査結果が出ればご報告に行っているというようなことは続けております。

田中委員

その辺の生態系についてのダムの構造だとか大きさだとか大小によって、あるいはダムの機能の違いによっては随分それは変わってきますよね、生態系の問題も。そういうことも含めていろいろとやっておられるのでしょうか。あるいは、今のダム計画がはっきりしてないと、あるいははっきりしているのかどうか私はわかりませんが、それに基づいた、いわゆる生態系の調査というふうに理解してよろしいんですか。

河川管理者（水資源機構 丹生ダム建設所長 薬師寺）

現在やっていますのは、今までに道路工事をやっておりますので、その関係で幾つか保全対策を行ったものがございます。そういうものをやった後に効果がしっかりと出ているかどうか、そういうものをモニタリングしているということで、主にモニタリング調査ということでございます。

田中委員

もう1点、意見聴取の方法でその他というところに随分たくさん丸がしてあるんですが、意見聴取の方法にたくさんその他の方法があるのではないかと思うんですが、例えば代表的なもので意見聴取の方法を二、三教えていただけたらありがたいと思うんですけど。

三田村部会長

詳細に入りますので、難しければ宿題ということでお持ち帰りいただいても結構です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

この意見聴取方法のところの、これは多分つけた者によって多少評価が違うかもしれないんですが、かなりの委員会が公開でやっておりますので、公開の場で一般の方々から意見をいただくという場面はそれぞれございますので、そういったものも今後は。

田中委員

その会場で。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

はい。

川上委員

ということは、当方の聞き方が悪いということもあると思うんですね。ですから、河川管理者の方から遠慮なく、こういう聞き方では答えられないとか言っていただいた方がいいかもしれないですね。

寺田委員

この資料を住民意見聴取の意見書に役立てるという視点からの質問とちょっと意見があります。まずお願いは、各種の委員会のほとんどが私的諮問委員会だと思うんですけども、内部的な委員会規約があるのかないのかですね。あるものはできれば資料提供をいただければと思うんですけども、ただ全部という趣旨じゃなくて、多分これは川上さんの方がリストアップされたときには関連するものの組織をほとんど網羅していると思うんですけども、この中には広く地域住民の意見を、聴取・反映することを目的としたものもあれば、先ほどからおっしゃっているような専門的学識経験者の方での検討なり意見をもらうというふうな、そういうことを手段とした委員会、それから折衷的なものと、大きく分けると3つぐらいに分かれると思うんです。

だからそれを、分類せずに全部羅列をしてありますので、できたら管理者の方で性格づけですね、この委員会は専ら学識経験者に検討してもらって意見を聞くためのものなんだとか、何か符号でも何でもいいんですけども、3種類ぐらいに分けられればそういうぐあいにさせていただいて、その上

で次の、例えば今の4番の意見聴取の手法とかが書いてありますから、こっちの方の質問に答えられる場合と答えられない場合がありますよね。それを分けておいた方がいいのではないかなと。

この専門的な学識者に検討してもらった意見を聞くということだけに、それを目標としている場合であれば、多分委員の中には住民の方が入るということはないでしょうし、それから地域住民の方から意見を聞くということが委員会として行うということがないかもしれませんよね。中にはあるものもあるかもしれません。だから、そういうふうなものの区別がわかるように。それがこちらの方で確かめようと思えば、規約があれば多分わかるのではないかと思うんですけども、全部の組織に規約があるかどうかわかりませんが、あるものはできたらお示しいただければいいのではないかなと。これは一つお願いではあります。

あと、意見ということになりますけれども、やはりもしこの規約があればその中身を検討して、果たしてどういう位置づけでこの委員会というのがつくられていて、そしてどういうふうな委員構成もしくは任免ですね、どういう形で行われるかということが規約上明確になっているかどうかというのはやはり重要なチェックポイントであろうかと思うんですね、この委員会として意見を言う場合には。だから、そういうためにも、今お願いしましたことが資料としてあればありがたいなと思います。

三田村部会長

非常に重要な部分ですけど、なかなかそろってないものも多いと思います。まず、今もし規約があればとおっしゃいましたけど、規約があるものだけでも拾っていただくということはそんなに難しくないだろうと思いますので、その作業をお願いできますか。

もう一つは、どうしてそういう委員会をつくったのかというその設置目的みたいなものがわかればいいですね。規約がなかったとしてもおおよそ探れるようにも思うんですけど。可能ですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

どう申し上げていいかわからないですが、基本的には、このそれぞれの委員会は今この整備計画の基礎案に書かれている内容にかかわって設置しているものが大半ですので、そういう意味からしますと、今まで進捗状況等含めていろいろご議論していただいている中で出てきている部分が大半ではないかと思うんです。

ですから、例えば今の基礎案の性格づけから、先ほど本多委員からお話ございましたように、やっぱりこれはもっと住民の方のかかわりというのがあってしかるべきではないかというものを逆にピックアップをいただいて、それに対してご議論させていただく方が、先ほど寺田委員もおっしゃったように全部一緒くたに入っておりますので、その方がわかりやすいかなというふうに今ちょ

っと考えておったんですが。

三田村部会長

全部チェックするのは難しいですか。そんなに難しくないように想像しますが。規約ありなしでまず作業をしていただくのは。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

最近設置したものについてはそれほど難しくないとと思うんですが、昔設置したものについて規約がどうなっているかというのは正直よくわからないことが多々あるかと思いますので、それでちょっとその辺が不安でございます。

三田村部会長

よろしゅうございますか。ほかはいかがでございましょうか。急いで申しわけないですけども。はい、どうぞ。

岡田委員

岡田です。途中の経過を知らずにお尋ねして申しわけないんですが、この55番ですか、水害に強い地域づくりとあって、これその他のところにハザードマップ作成にかかるワークショップというのが書かれていて非常に特徴のある記述がここにされているんですが、私の質問は、ハザードマップ作成にかかるワークショップをされているようなところってほかにも協議会等であるのかどうか。

それから、その場合、住民を巻き込んでやっておられる、行政+学識者のみというふうに書かれていますが、これは活動の一環として住民も含めてやっておられるのかどうか等少し教えていただきたいと思えます。

三田村部会長

可能ですか。よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村です。水害に強い地域づくり協議会自体は現在行政と学識者のみで構成されて、そこで議論しております。ただ、ここの最後にその他で出させていただきましたのは、主体となって、主催して、現在ハザードマップを作成するためのワークショップを実施しているということでここに記載させていただきました。

すなわち、意見聴取方法の主体としての地域づくり協議会では意見聴取は行っておりません。現在の段階ではまだ住民を参加させて意見聴取を行ってないんですが、その流れをくむ草津市が主体となってハザードマップのワークショップを実施しているということでこのように記載させていただいたところでございます。

将来的な見込みとしては、現在浸水想定区域図まで進んでいるわけなんですけど、そこまでは準技術的な手法というか検討なのでまだ行政と学識者のみで行っておりますけれども、ハザードマップをいざ作成するとなれば、やはりこういった形で住民の参加が必要になってくると思っております、こういうふうにしていこうということでございます。

岡田委員

ここだけですか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田でございます。住民の方がハザードマップ作成にかかわっておられるのは、たしか宇治市がそういうようなかわりがあったかと思っております。

この水害に強い地域づくり協議会というのは非常にわかりにくい組織でございます、これが協議会ですというふうに、淀川の場合を見ましてもきちっと固まっているわけではございませんで、それぞれの市町村が独自でいろいろ活動をされているわけです。そういう活動を束ねて、協議会としてはそういう情報交換をしながら各市町村のレベルを高めていきましょう、さらには国なり府なりが支援をしていくというようなそういう枠組みみたいなイメージです、各市町では住民説明会をやって、それに対しても支援をしていくというような枠組みを言っておりますので、そういう意味からすると非常に丸がつけにくい、そういうものでございます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川の水害に強い地域づくり協議会でございますけれども、2の「その他」のところに丸をつけていますが、これは協議会そのものの成り立ちに他との違いがあります。猪名川の場合は従来から総合治水対策を行っておりまして、総合治水対策協議会というものを河川管理者や府・県、それから関係の自治体でつくっております。協議会という形のものとしては総合治水対策の協議会、こちらに水害に強い地域づくり協議会の役割を持たせつつ、具体的な検討につきましてはその下に専門部会を設置して、そちらで住民への情報提供であったり、行政、関係機関の間での情報共有であるとかを検討していくという状況になっています。ですから、若干その点がほかの協議会と条件が変わってくるかなと思っております。

三田村部会長

今のご説明でよろしゅうございますか。重点項目として残すかどうかは、後でお尋ねしたいと思いますので。ほかはよろしゅうございますか。

川上委員

川上です。先ほど、私は水害に強い地域づくり協議会と各部署で展開していらっしゃる協議会に

ついて説明をしてほしいということをお願いしたところですけども、例えば淀川河川事務所が一生懸命やっていたらわかるんですけども、ここの表だけを見て、淀川のところを見て、官民連携事業であると。次にその他と書かれているだけで、これを見てどう理解するかというのはなかなか難しいと思うんです。そういう意味で少し詳しくご説明、別にきょうではなくてもいいんですよ、お伺いしたいなと思って申し上げますので。

三田村部会長

簡単に。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

先ほど申し上げたことでざっと申し上げたつもりなんですが。

三田村部会長

踏み込んでということになれば残しておきますが。よろしゅうございますか。

それでは、きょうの部分でまとめの作業に入りたいと思いますが、多分河川管理者もお困りになってらっしゃる部分があると思うんですね。それは川上委員が一番初めにご説明なさるときに、学識経験者というのは何だということがありますね。それと、住民とは何なのかということもありますね。実はサイレントマジョリティーも含めて住民なのかということになると、とてもとてもこの委員会の中にそういう人を入れることは難しいですよ。では、住民の中でも、もう住民と言えないような学識経験者というのがあるとするとそっちに入っているかもしれませんね。その辺も含めて、ある程度の合意みたいなのもできてくるんだろうと思うんですけども。そのところを明らかにしていったらこういうぐあいにしてほしいというのも一つのやり方かもしれないと思いますけど。

それはそれとしまして河川管理者にお尋ねしたいのは、膨大な項目が上がっていますが、さらに無理を申しますと、この委員会の報告資料だとかというのは手に入れることは可能ですか。そうすると、例えば重点項目から漏れた場合でも私たちはそれを拝見することができるんです。河川管理者にもう一度お願いしなくても可能になるわけですけども。可能ですか。大変かもしれませんが。古いものになると特に大変だろうと思いますけど。残していらっしゃるんだろうと思うんです。

あるいは、こういうものは残っているものがあるとか残っていないものがあるとか、そういう印だけでも結構です。そうすると、委員の方々は出向いて拝見するというのも可能でしょうし。全体を通して、ご判断いただけますでしょうか。そうすると次に進みやすいかと。いかがでございますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。おっしゃっているのは、報告というのはどんな意味での。

三田村部会長

委員会記録も含めてです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

委員会での、例えば議事録とかそういうものを含めてですか。

三田村部会長

ええ。簡単なメモでも結構ですので。あるいは、中間報告だとか最終報告にまで至っていないようなのがここに上がっているんだろうと思うんですけども。公開できるものとできないものもあると思いますけれども。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ですから、基本的に公開の委員会等についてはすべて資料等についてもオープンになっておりますし、それはそのホームページの方で全部取り出すことは可能でございますが。おっしゃったように昔のもの、それから性格づけの話もありまして、先ほどの水害に強い地域づくり協議会の例えば淀川版でありますれば、そういう議事の内容というのはちょっとわからないということになります。

三田村部会長

委員の方々、必要なければよろしいんですけども。もし必要になれば少しご無理をいただいて捜していただくというのも出てくるかもしれないかと思うんです。

川上委員

これも今後の検討の中で、これとこれはちょっとお願いしたいというふうなことでピックアップをしてお願いすればどうかと。我々の活動の時間的にもなかなか微に入り細に入りは困難だと思いますし、その必要はないかもしれませんね。

それで、どういう形で意見書に反映するかは今後の検討次第ですけども、我々が、きょうだとかこれから説明していただく内容だとか、あるいは提出していただく資料に基づいて意見を書いても、それが非常に多岐にわたって非常にあれですから必ずしも正しい意見になっているとは限らないわけですね。これはやはり、河川管理者にこういうふうに思いますけれどもどうですかということでお尋ねをしてフィードバックをしていただくと、そういうやりとりの中でちゃんとしたものをつくっていくというプロセスが必要なんじゃないかと思うんですけどね。

三田村部会長

そういう意味で重点項目と申し上げたんです。大きな目的は1つなんだろうと思います。いわゆ

る、進化に向けてという意味で反映させるということが大きな目的ですが、もう1つは、今後委員会を住民参加の視点からお考えになっていただきたいということ、このリストの中の委員会をお願いするということがありますので、今の川上委員のご意見もその議論の中で反映させていただければと思います。

ちょっと時間も押してまいりましたので、表に従って重点項目を残してまいりたいと思います。次回までに河川管理者にお考えいただいて対応していただくということでございます。

表の順番にまいります。番号の1から10のところ、これは私がお伺いしたいと言ったんですけれども、比較をするという意味で、各河川事務所の中で住民参加がどんなふうに行われているかと。いいところも悪いところも、住民参加が必要ないというふうに思われたらそれはどうしてなのかお伺いしたいですし、全く同じような、大きい意味での同じ目的があるにもかかわらずここは必要ない、ここは物すごく必要に感じて住民の方々も委員に入ってらっしゃると、そういう比較項目が幾つかございます。今の河川レンジャーの問題もそうですし、川上委員がおっしゃった湧水対策会議なんかもそうだと、67から72というのが。内容はほぼ同じようなものの構成ですから、比較になじまない部分もあるんですけれども、比較する項目としてはそういうのがあると思います。

順番にまいります。今の河川レンジャーの関係は残した方がよろしいとお思いになりますか。今までご意見が出たものだけ順番に残すか、あるいはもうあきらめるかということでご決断いただきたい。ご意見がなければ、数が少なくなって議論も少なくなります。はい、どうぞ。

川上委員

河川レンジャーの事業自体が官民連携であり共同管理事業であるということは明らかです。ですが、各事務所で展開していらっしゃる河川レンジャーの取り組みの取り組み方がさまざまな、多様なやり方で進められているということで、その特徴を、例えば一覧表にさせていただいてそれぞれの特徴を出していただく程度でいいのではないかと。

三田村部会長

河川レンジャーは何度も説明を受けていますね。ここでは上げなくてよろしいですか。

中身を知りたいというのは我慢していただいて、住民参加という視点でよりよいものを私たちが意見として述べられるような、そういうものを残していただければありがたいです。

では、それは採用しないことに。その次は12番のご意見。これは川上委員から。それは残していただいた方がいいですか。その理由をおっしゃってください。

川上委員

12番だけではなくて、これの関連でいくと各事務所の54、55、56とありますね。

三田村部会長

ああ、そうですね。ごめんなさい。

川上委員

これはお願いしたいと思います。

三田村部会長

12番と54、55、56、57と。

川上委員

はい。今後どういう方向に持っていくかということも含めてですね。

三田村部会長

設置予定のものもありますが。

川上委員

住民参加で進めるのかどうかということ、あるいはそういうものになじまないのであればなじまないということです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。確認だけですが、水害に強い地域づくりを進めていく上で、住民のかかわりを今後どういうふうに考えているかということについてそれぞれの事務所の方向について聞きたいということによろしいでしょうか。

三田村部会長

そうですか。

川上委員

現時点では住民は入れてないけれども将来的には入れて一緒にやっていきたいというふうを考えていらっしゃるのかどうかということですね。それは、住民を協議会の中に具体的に入れない場合、例えば琵琶湖の方でご説明いただきましたけど、ワークショップみたいなやり方で、外でそういうものを設けてその意見を聞いて反映していくんだというふうなお答えでももちろん結構なんですけれども。特に、住民とのかかわりという視点からご説明いただければなと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

もう一度確認しますが、住民の方々とかかわりを持った参加を現時点並びに今後においてどう考えているかということをご各事務所から説明をすればよいということによろしいですか。

三田村部会長

今の項目を重点項目として残すということに一応させていただきたいんですが、その場合にこう

いう視点も聞いてみたいということがありましたら今の中に河川管理者にお願いされるとお答えいただけると。この項目については川上委員のその間でよろしゅうございますか。よろしいですか。そのときでもいいと思いますけど。

川上委員

一言つけ加えさせていただきますけれども、自分で守る、地域で守る、みんなで守るということがありましたよね。ですから、これもやっぱり住民と一体となってといいますか、具体的にその効果が上がらないといいますか、そういうたぐいのものでありますから当然といえば当然なんですけれども、それを事業としてあるいは制度としてどういうふうに進めていращるかということをお伺いしたいと思います。

三田村部会長

それも住民参加という視点の中に含まれると思います。それも含めていただいて。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

わかりました。それで特に資料なんですけど、進捗状況の点検の資料、いわゆる整備シートの資料で対応させていただくか、それがちょっと古ければ少し新しくするかということをお願いしたいと思います。

三田村部会長

よろしいですか。

本多委員

済みません。

三田村部会長

今の件に関してですか。

本多委員

違うんです。

三田村部会長

違うんですか。

本多委員

いいですか。

三田村部会長

ちょっと一通りさせていただきますか。申しわけございません。

その次にまいります。14番。これは私が委員にお願いしてみたらどうかと思っています。淀川

環境委員会では流域委員会委員の方が随分かかわっていらっしゃいますね。具体的に委員の方が住民参加という視点をどのようにお考えになってこの委員会の構成メンバーになっていらっしゃるのかというのを伺いできればと。そこで河川管理者と思いが同じであるのか、ないのかというところを伺えればありがたいなと。

委員の方々からコメントをいただくというのは可能ですか。河川管理者ばかりにお願いするよりも。

角野委員

住民参加についてですか。

三田村部会長

はい。住民参加という視点でこの委員会が見直せないかとかです。

角野委員

この委員会というのは、具体的に河川で行われている事業について、それはうまくいっているとか、こういうところに問題点があるといったことをそれぞれの専門分野から検討している委員会ですので、現在のような議論といえますか、内容だったらちょっと住民参加の余地はないと思うんです。むしろ、例えばある事業を行うにしてもその事業がどういうものであってほしいとか、そこまでさかのぼって議論するのであれば住民参加の余地はあると思いますけれども、現状ではそういう体制にはなっておりません。

三田村部会長

その辺も含めて、いかがでしょうか。おもしろいじゃないですか、委員に聞くというのも。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

今、ほかの委員からお話があったところなんですけど、一方で、どういうことを進めているか、どういうことをやっているかというのは、これは当然その資料なんかもすべて公開になっていますし、そんなに回数は多くないですけども年に数回一般公開の場で、これも議論を進めてもらっています。

それともう1つ性質的に、要はそれぞれの専門家の方々からの意見でもって考えるわけですが、一方で住民サイドあるいは地域の方々からのいろんなお話というのは私どもとしても聞こえてきているわけです。そういったものも当然加えながらどうしていくかというのを我々として考えていくわけですから、その環境委員会までそういう住民の方も含めて一緒に行うということは今のところは考えていないです。

三田村部会長

残さなくてよろしいですか。おおよそ今のでわかりましたが。では、置いておきましょう。残せというご意見もありますので。

22から25、水質管理協議会。これを推薦されたのはどなたですか。いかがですか。どういう視点でお伺いしたいかということをおっしゃってください。

川上委員

これも水質改善の実を上げるためには住民の努力や参加の努力がどうしても不可欠なものですので、現時点においてはまだ設置されておりませんが、どういう方法で進められるのかをお尋ねしたいと思います。あるいは、まだ検討していないとおっしゃるかもしれませんが。

三田村部会長

今後のことですからね、特にその辺は用語が出てくるかも。可能ですか。まだできていないものもありますので、おおよそそのことでいいと思いますけど。

川上委員

これは総負荷量管理の実現とも関係があるんですよね。どっちにしても住民にやってもらわないといかん部分もありますので。ご検討はなさっているとは思いますが。

これは、48番の猪名川の水質管理ワークショップ、49番は木津川ですけれども、こういうことで少し着手はされているところなんです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。今、川上委員からお話がありましたように、本来流域全体でどうしていくかということを議論していくべき話なんですけど、かなり広い範囲ということもありまして、その住民の方々にどうかかわっていただくかというところはまだアウトラインが見えていないところがございますので、今、猪名川の方でそういうワークショップをもとに、ある意味で試験的にといいたいでしょうか、そういうことで検討を進めていると、今こういう状況でございます。

三田村部会長

そのイメージだけお話しただいて、そのイメージをさらに膨らませていくためにはというので、特に川上委員を中心としてご意見をちょうだいするという進め方をお願いできますか。はい、ありがとうございます。

54までまいります。54から57、これも比較するのには非常にいいのかもしれませんが、いかがでしょうか。それまでの番号のところでご意見が出たのがあれば、あるいはこれはぜひというのがあれば、今の間にお聞かせいただいたらと思うんですが。はい、どうぞ。

本多委員

本多です。先ほど、26と27の河川の水質汚染防止について住民のかかわりについてちょっと発言させていただいたんですけども、これについて、ほかにも関連してという発言になるかと思いますが、いかに住民側が川とかかわって川を見続けるかということが、すなわち防止であったり早期発見であったりということにつながるという発言をさっきさせていただきました。

ちょっと調べていただきたいことがあるんですね。実を言いますと、国土交通省の外郭団体が、例えばプロジェクト・ワイルドとかプロジェクト・ウェットとか、そういう環境教育リーダー、エデュケーターを養成しているという取り組みが実はされているんですね。これが木曽川三川の国営公園であるとかまんのう国営公園であるとか、全国の国営公園でもエデュケーターを養成するという取り組みがされていたり、そういう人たちが環境教育をしたりする、もしくはそういう河川やそういう環境を見続ける活動、取り組みということを実は国土交通省の外郭団体がされているんです。そういうものを調べていただいて、果たしてその人たちを養成することによって、例えばさっきの河川汚濁防止の件でもうまく連携できるのかとか。

例えば、河川レンジャーでは河川に2人とか3人しかいないですけども、そういうボランティアのだったらどれぐらいのフォローができるのかとか、またそういう人たちを養成するためにどんな施設が活用できるのか。例えば、日吉ダムのビジターセンターであるとか、洗堰のそういう施設であるとか、宇治川の展示施設であるとか、防災センターであるとか、どういうところでそういうことが養成ができるのか。またそれについて河川管理者はどんなかかわりを持てるのか、支援ができるのかということを考えていただいて、そういう人たちがこのほかのいろんな取り組みのどういう部分にも参画していただくと効果があるのかということも、私は逆に河川管理者の方に、お身内にせっかくすばらしい取り組みをされている事例がありますので、調べていただければすぐにわかることだと思いますし、全国の事例も国土交通省さんの別の部署では持っておられると思いますので、いかにそれをうまく河川の取り組みに入れるかということ、逆にこれとこれとこれには生かせるなというようなことを検討いただくのも一つかなというふうに思います。一つは汚濁防止に大変きくだろうなというふうに思います。以上です。

三田村部会長

ご理解いただけましたか。何を要求していらっしゃるか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。その公園のエデュケーターの事例についてはちょっとまた勉強させていただきたいと思いますが、まさにその河川版が河川レンジャーじゃないかというふうに私は考えて

おりまして、そういう水質問題についても取り組んでいただいている方もおられますので、その中で考えていきたいなというふうに今思っておるところですが。

本多委員

まさにそうだと思いますが、河川レンジャーというのは河川に2人とか3人ですよ。100人も200人もいますか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

まだいません。

本多委員

いませんね。今のところ、3人とか4人とか。例えば、猪名川だったら数名とか、宇治川だったら数名とか、そういうことですよ。ですから、そういう河川レンジャーの取り組みで補えない部分というのはたくさんありますよね。同じことをやってほしいんだけどこのメンバーだけでは非常にやりきれない部分とか過重になってしまう部分がたくさんあるかもしれませんが、そういうお身内がやっておられる取り組みをうまく連携させられれば河川レンジャーのもとで展開することも可能かもしれません。そういうことも含めて検討していただけたらなということを申し上げているところです。以上です。

三田村部会長

ご希望を述べていらっしゃると私は思いますので、次回にもそういうご意見を出していただければいいと思います。資料をあさっていただいて重点項目に残すというのにはちょっとなじまないのではないかなと私は伺っていたんですが、それでよろしゅうございますか。

では、戻ります。54から57だったですか。どういたしましょうか。これは終わりましたか。これは残すんだったですね、ごめんなさい。67から72ですね。渇水対策会議。どういう視点かということをおっしゃってください。

川上委員

これはこれまでも議論があったところですけども、いわゆる水需要管理を具体化していく1つのパネルといいますか、節水とか水の再利用とかいろいろあるわけですけども、これも今までの渇水対策会議というのは行政機関と利水者によって開催されてきたんですけども、今後はそういう水需要管理を実施していただくに当たって住民もやっぱり参加というのは、あるいは住民がみずから行うという点としても必要だと思いますので、そういうことを含めてどのように今検討されているのか。

三田村部会長

今後どのようにされていくかということですね。この部分については。

川上委員

そうです。

三田村部会長

先ほどの、これからの設置のところとセットになるのかもしれませんが。

川上委員

ええ、基礎案において、これも組織を改組するという提案をされていますので。

三田村部会長

河川管理者、よろしゅうございますか。どのような目的を持ってどのように住民参加の視点をその中に入れてつくっていくんだということをおっしゃっていただければ。そうすると、川上委員を中心として、それではこういうぐあいにしていただきたいというご意見が出るんだろうと思うんですが。

多分若干のアイデアはお持ちなんだろうと思います。委員会等の構成で に全部打っておりますので。大体イメージをお持ちなんだろうと思います。それを簡単な資料で述べていただくというので。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

私どもが考えている位置づけとしましては、湧水対策会議は湧水対策会議なんですが、それとは別に水需要管理に向けて住民の方々も活動とかも含めていろんな具体的な方法をやっていく、こういうことで理解しておったのですが。

三田村部会長

そういう内容の部分をご説明になるということのようですが、川上委員よろしゅうございますか。そこに住民参加の視点がどのように入っているかということをもしろお伺いしたいんですね。

川上委員

整備内容シートには、水需要抑制の実践者などの有識者の参加を予定と書かれているんですが。この有識者というのは学識者かもしれませんが住民の中の有識者かもしれないですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ですから、いわゆる水需要抑制に向けた取り組みとして、そういう意味からすると2本の柱になっていまして、1つは湧水対策会議の中で、今までの単なる湧水調整だけではなくて水需要抑制というのも視野に入れたことをやっていきたいと思いますという話。もう1つは、節水等、住民の方々の取

り組みというのをどう啓発していくかという、こういうことになっておりますので、湧水対策会議という中での住民の方々のかかわりには直接は今のところ考えていないということです。

三田村部会長

そのところも含めてご説明していただいたら、入れるべきだとか、いやここは入れなくていいんだという判断が出てくると思います。では、そこは残させていただきます。

最後になりますが、寺川委員がお願いされました83から85です。

寺川委員

先ほど若干コメントをいただきましたので、どのような扱いになっているかというのはある程度わかったので、それはそれでこちらで、それ以外のところは判断するというで行こうと思います。

三田村部会長

わかりました。私もそんなふうに感じます。個別に内容にかかわって非常に興味のある委員会といますかWG等ですね、でありますので、個別に伺っていただければ丹生ダム等の意見を述べる時に参考になると思いますのでお願いします。

ほかは、ぜひ伺いたいということはいかがでしょうか。なければ、今の4つだったか5つだったかの項目を今度整理していただいてご発表いただくと。もちろん、寺田先生がおっしゃった規約等にかかわっても少し整理した、バージョンアップの表を出していただければありがたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川事務所長 吉田）

規約につきましては、重点というふうに出されたものについて規約をお示しする。

三田村部会長

全体です。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

それは全体なんですか。

川上委員

あと、その他と書かれているものについて、中身が非常にまちまちだと思うんですね。その他についてはちょっと何らかのご説明をいただきたいと思います。あるいは、こちらの聞き方が悪いとか、こういうふうに聞いてほしいとかですね。

三田村部会長

その他の中身も少しコメントしていただければありがたいですね。書いてあるのもありますし、その他に丸をしてあるのもあるし。

川上委員

なぜその他と書かれているのかという理由ですね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

そのために、そこにそれぞれの担当に配ってやっていくことになってしまおうんですが。すべてと
いうことですか。

三田村部会長

いえ、戻していただいてそこに書き込んでいただくのはそんなに難しくないと思うんですが。

川上委員

これは恐らく各事務所の調査課のどなたかが担当していらっしゃるんですよね。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

うちの事務所でいいますと、6つか7つぐらい。

川上委員

そうですか。調査課の方だったら多分我々の部会、委員会にはいつも来ていただいていると思
いますので、その方にですけどもお答えいただければいいのではないかなと、私は軽い気持ちで考え
たんですけども。

三田村部会長

重点項目についてその他というのはぜひ、その内容をそのときに質問することがあるとお考えい
ただいて、そのほかの部分のその他については、わかる範囲で結構でございますので、近くにいら
っしゃるとか困難であるとかがあると思いますから、わかる範囲でとりあえず少し文章をつけ加え
ていただければと思います。どういう視点でその他というふうになったのか、その他にはこういう
意味があるよということをお書きになっていただけたらありがたいと思います。

ありがとうございます。では、1つ目は私が予定していた時間よりも長くなってしまいました。
2番目のたたき台に入る前に5分間だけ休憩に入ります。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは40分まで休憩ということで、よろしく願いいたします。

〔午後 5時32分 休憩〕

〔午後 5時42分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

済みません、40分を過ぎてしまいました。会議を再開させていただきます。よろしく願いいた
します。

2. 「住民参加のさらなる進化に向けて」たたき台についての意見交換

三田村部会長

では、再開いたします。議事次第の2番目になります「住民参加のさらなる進化に向けて」というタイトルの意見書を提出する予定になっております。これの内容に対しての意見交換でございます。

きょうから住民参加の原点に戻るような行動をさせていただいて、公開ということさせていただいているのですが、時間もございませんが、少し簡単に経緯だけ申します。流域委員会に河川管理者から求められているものが幾つかございます。その一つに「住民の意見の反映方法について」というのがございます。そこで、今まで流域委員会は提言だとか意見書の中でこういう方法が最もいいのではないかということで、その一番重点的なものは対話集会、対話討論会と言ってもいいのかもしれません、そういうのがあったわけですが、ほかにもいい方法があるのではないかと、あるいは対話集会の反省点はどこなのかということ河川管理者が十分対応してこられる時間があったところでございますので、それを総括して、それで新たなものを提案していきたいなど、意見を出していきたいというのがこのタイトルの中身でございます。タイトルはこのように「住民参加のさらなる進化に向けて」というのでまとめつつあるところでございます。

住民参加の原点でもありますが、行ったり来たりしながらこの案がまとめられつつあります。それをきょうご議論いただくことになっております。

本来、19時までの予定でしたら、これを読み上げていただいて、それでご議論ということなのですが、実はこれを実際に動かすワーキンググループの方々と住民参加部会の委員の方々はほとんど重なっておりますので、これはお手元に既にあるだろうと思います。一応目を通していただいていると思いますので、読み上げていただくことは時間の関係で少し置かせていただいて、急ぐよう申しわけないのですが、あすこれに対してのさらにまとめるワーキンググループの作業検討会を行うことになっております。あす1時から4時まで行うことになっておりますので、それに反映させてほしいというご意見をちょうだいしたいと思います。まことに申しわけありません。本当は丁寧にお伺いするとよろしいのですけれども、一度目を通していただいているということもあるでしょうし。

もし、まだ意見が出てないとお考えの委員の方がいらっしゃいましたら、あすの12時までに庶務に出していただきたい。13時に何とか間に合いますね。ワーキングの作業検討会だから、来たものをそのままプリントアウトするぐらいでいいです。お願いします、ぜひご協力を。

という形にしたいと思いますので、ここで言い忘れた、言い足りなかったということがあっても

あすまでに間に合わせていただければ結構だと思います。

その前に、これをおまとめいただきご苦労いただいているのが川上委員なのです。もうそろそろ手を離れてもよろしいかと思ったのですけれども、川上委員にご苦労をかけましたので、およそのところだけをおっしゃっていただければ、前と違うのはどこなのかということです。以前はご理解いただいているはずですから、さらにここに改良を加えましたとか、ここは省略しましたとか、そういうことがあれば、簡単に。3分か4分でお話しいただければ。

川上委員

川上です。前回皆さんに報告いたしましたときに、多くの方々から厳しいご指摘をいただきまして、わかりにくいと。わかりにくいという意味は、言葉の使い方が非常に難しいという意味と、論理的におかしいという2つのご指摘があったというふうに理解いたしまして、そういう意味で一般の方が読んでいただいてわかっていただけるような文体にいたしましたことと、並べかえも含めまして、論理構成をやり直しました。まだまだ不十分な点があるかと思ひますし、これから12月に向けてまだまだ意見聴取ワーキングの検討が続くプロセスでさらに中身をもっと高めていく必要があるかと思っております。皆さんからのご意見に期待しておりますのでよろしく願ひいたします。以上です

三田村部会長

ありがとうございます。私からも希望を言ってよろしいでしょうか。実は、10月半ばより少し前、10日ぐらいだったでしょうか、作業を行いましたのをちょうだいいたしまして、1週間少し私は外国に行っていたものですから、その間に全部読めるかなと思ひて一生懸命いじっていたのですが、帰ってきましたら、もうその作業が皆さん終わって、次のことをやっているのです、これはまたもとの文章に戻れなくなってしまひて、結局私はドロップアウトしてしまひたのです。できれば節目節目はゆっくりやっていただけるとありがたいと思ひます。日々変化しますと追いついていけない人がいっぱいいるのではないかなと思ひます。それもぜひ願ひいたします。さらなる進化だから日々進化していくのもいいのかもしれないかもしれませんが、少し時間をおいて進化していただけると皆さんがかかりやすくなると思ひます。これは私個人の希望ですけれども。

ほかにご意見はございますか。

今本委員長

今本です。これを通読させていただきまして、さらなる進化に向けてといいながら、具体的に何をしたらいいのだろうというのがわからないのです。非常に抽象的な気がします。恐らく、河川管理者の方はこれを受け取って、さてどうしたらいいのだろうということで、受け取っただけになる

可能性があるのではないかという気がするんです。これは、河川管理者の方から意見を聞きたいぐらいなのですけどね。やはり、役に立つ意見書でありたいと思います。

もう1つは表現です。「いえるでしょう」とか「でしょう」というのが随所にあります。僕は、これは丁寧語として使い方、ですます調の中に「でしょう」というのが入るのはおかしいと思うのです。「でしょう」と言うのでしたら、「何々であります」というところは「ありましよう」にしないといけない。そうすると、文章として非常におかしい。ここは「でしょう」でないといけないのですか。ちょっと違和感を覚えましたのでご検討ください。

三田村部会長

特に表現はこれから変わっていくのだらうと思いますが、私はここの席でなくてそちらの席から発言させていただきたいと思うのです。私がコメントをしてそれでその後言わなかったことは、こういうようなのは、評論文になってはいけないんですね。あくまで指針、あるいはマニュアルみたいなものとしてつくる方が河川管理者は非常に有用に使ってくださるのだと。私たちが時間をかけて丁寧にやっていることを使っていただくということを目指してやるのが一番大事だと思いますから、そういう視点で少し赤ペンを入れ始めたのですけれども、もう進んでしまっていた。後でまた私もそのところに加わっていきたいと思いますので、川上委員、そのところをよろしく願いいたします。

ほかにいかがでございますか。

今本委員長

もう1つ。もっとささいなことなのですが、参考文献の書き方で、私どもの普通は著者が先頭に来るのですが、これは書名が先頭に来ていますね。こういう書き方は普通なんですか。私は余り見たことがないものですから。

三田村部会長

理科系はそうですね。

今本委員長

はい。ですから、文科系はこうなのですか。

三田村部会長

参考文献は要らないのかもしれませんが。ひょっとしたら。文章の中で「（田村）」というふうに書けばいいわけで。

いかがですか。はい。

岡田委員

いろんな住民参加があると思うのですが、これは河川流域の河川整備のかかわりに即した住民参加という一つの特徴があると思うのですが、その場合に、さらに具体的に詰めていく中で、さっきもちょっと例が出ていました例えばああいうハザードマップをさらにもんでいくようなワークショップ形式というのは、私は個人的に非常に有効だと思うのですが。例えばそういう形でそういう手法を持ち込みながら、あるいは場づくりをしながら一つの取っかかりを見つけていくというのは、一つの方法ではないかなと思いますが、少しそういう具体例みたいなものをお書きいただくのも一つではないかなというふうに思いました。

それに関してもう1つは、実は、やはり河川法の枠の中でやらざるを得ないわけですから難しいことは間違いないですが、住民参加がある種のそういう境目を少しシグレスしていく意味で役に立つとすれば、しかも原則的な意味に言えば、例えば今のようなハザードマップのようなものをみんなまで考えていく中で、自助の問題とかですね、自分たちが住んでいるところで、自助とか共助の問題も考えていかなければならないというその問題も少し浮き彫りになってくるのではないかなというふうに思います。

ですから、そういう意味で、土地の問題、身近な、住民自身の取り組みのあり方みたいなものを考える上で、私は個人的にはハザードマップとワークショップを活用した方法というのが有効ではないかというふうに思います。あくまで意見ですが。

三田村部会長

ありがとうございます。ただ、お願いですけれども、このたたき台ができつつありますので、できればご意見は何ページのこのこのところにこういう内容のものを入れるだとか、もっと具体的にこの文章を入れるというぐあいにおっしゃっていただいても構わないのですけれども。その場合にもしかしたら消える可能性もあるということをご承知の上ですけれども。そのようにしていただくと、こちらとしても作業に入りますので、やりやすいと。そうですね、川上委員。余り抽象的にご意見をいただくよりも、その方がよろしいですね。具体的にそのこのところをこのようにした方がいいぞというぐあいにおっしゃっていただいた方がいいと思います。そのようにお願いします。

ほかにいかがでございましょうか。はい。

寺川委員

寺川です。3番の「社会的合意についての考察」なのですが、目次のところで（参考）となっているのですが、その意味と、本文15ページのところは参考が入っていないのですから、これは入れなくていいのか、ご説明いただければなと思うんです。

川上委員

川上です。この社会的合意については、整備局長の方から、委員会に対する諮問事項ではございませんので、参考ということにしております。

今回のこの意見書の中にも本来盛り込まなくてもよろしいのですけれども、委員会の提言の中で述べていた社会的合意について我々自身もはっきりとした認識を持っていなかったのではないかと、いう部分もありますし、河川管理者の方も社会的合意の意味について理解できないということもありますので、この機会に参考として述べたらいいでしょうという皆さんのご意見に従って取り上げているわけですが、

しかしながら、やっぱり非常に難しいですね、これは。非常に難しいので、皆さんの知恵を絞り出していただきたいというふうに思っております。ここに書いているのはあくまでもたたき台です。

三田村部会長

今のようなご意見をいただきましたんですけど、ここの場でしかできないことを。寺川委員のご質問は非常によろしいかと思えます。どうぞ寺川委員。

寺川委員

寺川です。確かにここの部分については、ここを河川管理者は問うているわけではないということ、を明確に言っておられますので、参考ということでもいいかと思えます。その3-3の社会的合意は、社会的が括弧でくくっているわけですね。これも意味があるのかもわかりませんが、くくっているところとくくっていないところがいろいろありますので、くくるのであればそれなりの意味があろうと思えますし、くくらないのであればくくらないと、統一した方がいいと思えます。

三田村部会長

ただ単なる途中でありますから、訂正することは可能だろうと思えますけれども、何か全面的にここにいらっしゃる委員の方々の考え方を変えてしまうようなことであれば、ここでご議論いただかなければならないかもしれません。

寺川委員も作業検討会のメンバーでございますので、そのところで変えていただくことが可能だろうと、全体が変わらなければです。それでよろしいかと思えます。それはこちらで検討させていただくというのでよろしゅうございますね。

ほかにいかがでございますか。はい。

川崎委員

13ページからのサイレントマジョリティーのことなのですが、このサイレントマジョリティーというのは、下から5行目ぐらいのところ、普段は意見を言わない人が不利益をこうむったと

きに猛然と意見を言うということなのですから。その次の14ページの上から15行目あたりの田中委員の修正案ということで、サイレントマジョリティーという人は意見を持っていない人も含まれるということが書かれていて、サイレントマジョリティー自体の概念の広がりというのが、前半部分がかなり特定した意見ばかりで、後半の田中委員の意見は非常に広い視野から書かれていますので、これはどちらが、作業部会の方では統一案としてたのかということをお聞きしたいのと。

それからもう1つ、9ページのところで、責任ある発言がどうかというところがございませうけど、これはこの中でいいかげんな意見といえますか責任があるかないかというのは、住民参加ということを考えると、それぞれの責任を問い出すとなかなか難しいという部分があるかと思うのですが、根底はいいかげんな意見とかその辺を見て取捨選択するのではなく、その意見自身の評価自身が適切な、現在議論している目的に沿わないとか、別の意見であったとか、そういう客観的な適切な段階なり、目的に沿った現在の議論の場に合わないものの意見は取捨選択するというふうにする方がいいのかなと、そういうことを感じました。これも作業部会にまともに出ずにあれでございませうので、そのあたりの見解を聞かせていただきたいと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。実はサイレントマジョリティーに関して随分と委員会、作業検討会の中でも範囲が違いますので、できるだけ中央値をもって表現していくようにしていかなければならぬのだろうと思っております。

ほかにいかがでしょうか。はい。

寺田委員

14ページのところで、意見聴取と反映の仕組みということで、これはかなり大事な部分の意見の部分なんですけども、ここは私も大分意見を申し上げて、かなりの部分をここに盛り込んでもらっているのですけれども、ずっとその後もこの反映ということそのものを最大限どのような趣旨でこれを具体化するのかということをいろいろ考えているのですけれども、きょうは今まで申し上げない少し抽象的ですが1つ申し上げておきたいのは、今回の意見書は、具体的な新しい住民意見聴取反映の方法といえますか、そういうところに焦点を当てていますので、非常に具体的なところに目がいっていると思いますけれども、住民意見の聴取とか反映というのは、行政計画過程を透明化する、民主化するということがと表裏一体の問題だということが、認識されてなくてはいけないと思いますね。それは言わずもがなで、当然前提にしているとは思いますが、そのことをやはりどこかできちんと指摘しておく必要があるかなというふうに思うのです。

つまり、行政計画の策定過程というものを透明化する、もしくは民主化することによって

何が得られるかということは、やはり地域住民なり国民に早い段階からこの計画の内容が明らかになり、確実な情報が容易に得られるというふうな中で、この国民にもしくは地域住民との間でさまざまな計画策定過程のいろいろ努力や成果、そういうものが共有できるということになるわけですね。これはやはり地域住民が、もっと大きい視点で言えば、国民的な基盤、そういう支えというふうになるものだというふうに思うのです。

だから、地域住民の意見を聞くということは当たり前みたいなものではあるけれども、実は一番根本はやはりよりよい計画、この住民の健康とか生命とかまたは環境とか、そういうものに寄与する、そういう計画をつくっていかうということが最終目的でありますから、そういうことに向けた手法として、この計画過程を透明化して、それからそのことによってもちろんこの住民の意見というものが的確な、もしくは有益な意見というのが出てくる。だから、住民意見の反映というのは、実は、この行政計画の過程を透明化、民主化するということによって、かなりの部分は得られるという、そういう関係にあるんだということを、こんなにくどくどと書くことはないと思うのですけれども、そういう関係にあるのだということをどこか一般的なところでもいいのですけれども、少し触れておいたら、今回のこの委員会の意見が、抽象的なところから具体的なところまで一貫できるのではないかなというふうに思っていますので、少しそういう文言を、私も考えていきますので、あすの検討のときにはそういうことも検討対象にさせていただきたいと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。本来でしたら河川管理者が生活感覚を持って、その辺のところを計画に反映させていくことができるはずなのですけれども、なかなかそうもいきませんから、早い段階から住民の意見が反映されるように何か仕組みを考えていくことも大事だろうと思います。

ほかにいかがでございますか。だんだん次の委員会検討会のメンバーの方がおいでになりました。早く終われという雰囲気近づいてまいりますが。

この際、河川管理者から何か、こういう視点で書いていただきたいということがあれば反映できるかどうかわかりませんが、おっしゃっていただいてもいいですし、あるいは後でも結構です。これをもう少しお読みになっていただいて、あすの午前中と言いましたけども、それはもう少しおくれてもいいと思いますので、こういう視点をつけ加えていただきたいとか、ここは事実と間違っているとかというのを、もうそろそろそういう段階にも入っていますので、庶務に伝えていただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

3．今後の進め方

三田村部会長

では、3つ目に行きます。今後の進め方です。住民参加部会としては、実は第10回の住民参加部会を11月15日に京都会館で予定しております。このときに、先ほどの次第の1つ目、「各種委員会における住民意見聴取の現状」というのをもう少し深く議論していきたいと思います。それを受けて、今「住民参加のさらなる進化に向けて」というところに反映させていけるものがあれば反映させていく。もう1つは、河川管理者に今後の委員会のあり方みたいなものを、その中で議論に上げていただければと思っています。それが11月15日です。その後は、住民参加部会としては予定はしていませんが、必要になれば開催させていただくことになると思います。今ご議論いただいています住民参加のさらなる進化に向けてというのは、これからずっと検討会あるいは作業検討会がございますので、ご意見をちょうだいいただければありがたいと思います。

今後の進め方は大体そういうところですが、住民参加とは本来は関係ないのですが、ワーキンググループは委員会の諮問機関でございますから、密接にかかわるということできょうご紹介させていただきました。

庶務、ほかはよろしいですか。今後の予定はそんなので。最終的には1月の委員会で決着することになりますので、さらなるの方も。そのためにもできるだけ早くお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

4．一般傍聴者からの意見聴取

三田村部会長

お待たせいたしました。一般傍聴者からの住民参加部会に対しての、初めに冒頭に申しましたように、委員会に対しては、この後に委員会検討会がございますので、そのところでご意見をいただければいいのです。きょうの主題についてご意見がございましたらお願いしたいと思います。どうぞ。

傍聴者（酒井）

トップバッターであります桂川流域住民の酒井ですが、よろしく申し上げます。

国交省の河川整備計画のマスコミ報道ですが、これはきょうはやらないということですが、地域の住民は既に情報として知っているわけです。そういうものを無視した形の議論というのは、ダメだと思います。

それからこの公開会議をするということで前回委員会の中で決まりました。公募をされました。傍聴される人が6名か7名しか来られていません。これは河川管理者の責任を含めて、庶務の問題

なのか、流域委員会側の考え方に落ち度があったのか、その辺は今後の河川整備計画なり方針なりを決める上で、住民が信頼できないところです。近畿整備局も国土交通省に対してでも、流域委員会に対してでも信頼できない。欺くことを、審議をして、住民参加を論じたり、今後の河川整備計画を論じるというのはいけないと思います。今日まで各委員の話をお聞きしますと、近畿地整の責任のなさや、専門家、学識経験者主体の意見が多いのではないのでしょうか。

で、中央でやられている審議会、そこにこの淀川水系流域委員会が議論していることについて、正確に伝わっているとは思えません。審議会の規約に、参考人招致というのはできるわけです。それを流域委員会委員の連名と住民意見を含めて、行動していく。例えば委員長が行っていただくとか。この議論の内容について、事前に次の審議会をやられるまでに、今までの情報が十分に伝わってないと思いますので、資料も含めてです。関係委員もおられるわけですから、そういうことをタイムリーに方針展開してこそ初めて住民が関心を持ち、将来の川づくりに参加できると思います。で、社会整備、資本計画、河川に対して、環境の問題を含めて、国の方針に対して、発言していく、例えば京都だったら京都の京都府民、京都市民として納税者として納得できることになると思います。

長くなりますので、これで終わります。

三田村部会長

ありがとうございました。住民参加部会にご注文いただいた部分については、非常に私たちもともと考えが浅い部分がありますし、どのようにしたらいいかと迷っている部分もあるのですが、後半の部分は、後の委員会検討会で多分話題に上がると思いますので、そのときのご印象等をご発言いただければありがたいと思います。

はい。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。当検討会において、「住民参加のさらなる進化に向けて」という案が出ています。この「はじめに」という章で、河川法第16条2第4項の規定における、「公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な処置を講じること。」に、憲法の規定を援用しながら、積極的な対策でもって住民参加とその意見を河川整備計画に反映させるべく、「新たな意見聴取反映の仕組みについて提案します。」というようになっております。9月13日、第3回意見聴取反映ワーキンググループ検討会でも、寺田委員が熱弁を振るわれ、この規定について当初の委員会準備会議でも同じ趣旨で積極的な解釈でもって、悪く言えば我田引水的な意見を述べられています。

しかし、私も河川民主主義の確立を願う全く同じ気持ちは持っていますが、この法文を冷静に見ると、「公聴会の開催等が関係住民の意見を反映させるために必要な措置であるから、そのような措置を講じること」以上のものを述べてはいないと考えています。ましてや、「関係住民の意見を反映させなければならない」と述べているわけでもありません。委員会は、もっとシビアに外部の学者からも法律論を聴取したりして、いわばこの規定に安易に乗りかかって、後ではしごを外されることのないよう、現実の厳しい閉門に対し、十分耐え得る議論をお願いしたいと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。私どもも考えているところでございますが、なかなか一步を踏み出すのが難しいのはご理解いただけだと思います。委員会以外では集まった段階では今おっしゃったようなことも十分理解した上で、動かなければならないと思っているのですが、枠の中で動かざるを得ないということもございますので、少しご理解いただければと思います。

ほか、ちょうだいしたいと思います。はい、どうぞ。

傍聴者（細川）

きょうは名乗らないでよろしいでしょうか。

尼崎市の細川です。住民参加についてですが、ちょっと個人的な話になりますが、私は学習塾の講師をしています。生徒と対面式で教えますので、生徒たちは個人的な悩みとか学校の教師への不安とかをよく話してくれます。一方で学校の先生方の中には、子供の気持ちがわからない、子供が話をしてくれないというふうに言われる方がよくおられます。けれども、子供たちの気持ちから考えれば、子供たちの方からすれば、先生はいろいろお忙し過ぎて自分の気持ちなどわかってくれない、自分の1人の意見など、たくさんの生徒の中で意見を取り入れてくれるはずがない、どうせ無理だというふうに最初からあきらめて意見を先生に向かって発言しないだけだと私はそう思っています。

住民の意見を聞くということでも同じことが言えるのではないのでしょうか。まず、やはり聞く側の姿勢が、聞いてくれる、自分たちの意見を聞いてくれるのかもしれない、少なくとも意見を入れてくれなくても、自分たちの気持ちをわかってくれるのではないか、そういう希望を与えてくれないとやっぱり発言はできないのではないかと私は思います。

淀川水系流域委員会は、これだけ住民の意見を集めることに何より成功したのは、まず最初に淀川水系流域委員会というものが、単なる何の専門でもない住民を学識経験者と同じ話し合いのテーブルに乗せてくれて、同じ話し合いのテーブルで河川管理者が意見を聞いてくれる。もしかしたら自分の意見も聞いてくれるのではないか、そういう希望を与えるところから始まったからこそ、た

くさんの住民の意見を集めることができたのだと私は思います。

ですから、まず聞く姿勢ということが一番大事だということを河川管理者の方にわかっていただきたいですし、そういうふうなことをシステムではなくて、やはりまず住民参加に必要なのは、聞く姿勢を持った河川管理者ありきだということを伝えていただきたいと、お願いしたいと思います。

三田村部会長

ありがとうございます。私も個人的には全く同感でございます。河川管理者あるいは私たちみずからが住民になって物を発想するということが求められているのだと思います。

ほかいかがでございますか。

傍聴者（木村）

木村と申します。余り意見はいつも言わないのですけれども、住民参加についてはかねがね最初のころからずっと注目をしていましたので、ちょっと意見を言わせていただきたいと思います。

いろんな形で対話集会というものが行われたのですけれども、それをきちっと整理して、どの時期にどのような形の会議を開いたらいいのかというのを、やはりはっきりさせるべきではないかと思います。ワークショップ形式がいい場合もあれば、対話討論会にいい時期もあります。だから、どの時期にどの形の会議を開くべきか。それから、もう1つは、反映させるべき意見というのはどれなのか、その選択が必要になってくると思うのです。いろんな意見が出ると思います。その中で全部は反映させられないわけですから、その中でどのような意見を反映させるのかということが問題になってくると思います。

それからもう1つ、サイレントマジョリティーという、これはさらにいいかげんな概念です。これの具体的な中身をきちっと把握して、どういう意見があるのか、要するに単に好き嫌いの意見から、例えばダムでわかりやすく言うと、ダムの意見でいいますと、環境に悪いからダムはだめだと、では環境のどこが悪いのか私はよう知らんという意見もあれば、水の問題でいえば、水道水って要るのと違うの、どこかためないといかんのと違うのというような単純な意見もあるわけです。サイレントマジョリティーに含まれている意見というのは、こういう意見がかなり多いと思います。ですから、どのような意見があるのか、サイレントマジョリティーと言われている中にどんな意見があるのか、その辺をもうちょっと議論はしていただきたいのです。

それから、結局その辺のところでは何が一番必要かといえますと、住民意見の内容をきちっとモニターしながら進行していかないといけないと思います。住民意見というのはどんどん変わっていくんです。固定していることはないです。急激に変わることもあれば、ゆっくり変わることもあります。したがって、常にモニターをしながら進めていくという方法が必要だろうと思います。具体的

にモニターというのはやっぱりサンプリング調査しかないのかなと、そのデータを積み重ねていく上で、住民がどのような意見を持っているのかというのが出てくると思います。1回や2回の調査で、何かが出てくるということはありません。10回、20回と積み重ねていけば、住民の大体の像が浮かび上がってくるだろうと思います。その辺のところは十分議論していただきたいというふうに考えます。以上です。

三田村部会長

ありがとうございました。悩んでいるところでもございますし、私たちが議論を深めているところでもございます。ああでもない、こうでもないという現状が今のところだと正直に申し上げた方がいいかもしれません。対話集会についての総括も、総括の仕方が本当にできているのかどうかということも私たちは十分見直しながらやっているところでもございますけれども、何かいいアイデアがございましたら、ぜひちょうだいしたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

5. その他

三田村部会長

ありがとうございます。私の方で用意いたしました5番目のその他はございませんが、委員の方々から何かございますでしょうか。庶務はございますか。よろしいですか。

本来の予定時間の19時と、18時ぐらいまでには終わりたいというちょうど半ばで閉じることができそうです。ご協力ありがとうございました。

この後少し休憩を置いてから、委員会検討会に。では、庶務に戻します。よろしく願いいたします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして第3回住民参加部会検討会を閉会させていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

引き続きこの場所におきまして、第2回の委員会検討会を開催したいと思います。10分ほど休憩の後開催させていただきたいと思います。35分に開会をしたいと思います。以上です。よろしく願いいたします。

〔午後 6時26分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 10日間）。
- 2．確認期限 3 日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。